

2025 年 9 月 5 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

「法人口座開設のWeb受付に関するオンライン特約」の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「法人口座開設のWeb受付に関するオンライン特約」（以下「本特約」）の第3条および民法が定める定款約款の変更規定に基づき、本規定を改定します。

記

1. 効力発生日

2025 年 9 月 8 日（月）

2. 改定内容

1. 特約の適用範囲等

変更前	変更後
1. 特約の適用範囲等 この特約（以下「本特約」といいます。）は、国内の会社及び個人事業主が Web 上で株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法により当行に当該会社または個人事業主名義の普通預金口座（以下「本預金口座」といいます。）を開設（申込を含みます。）した場合に適用される事項を定めるものです。 本特約は、「普通預金・貯蓄預金共通規定」「普通預金規定」（以下「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに各種預金規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。	1. 特約の適用範囲等 この特約（以下「本特約」といいます。）は、国内の会社及び個人事業主が Web 上で株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法により当行に当該会社または個人事業主名義の普通預金口座（以下「本預金口座」といいます。）を開設（申込を含みます。）した場合に適用される事項を定めるものです。 本特約は、「普通預金・貯蓄預金共通規定」「普通預金規定」（以下「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに各種預金規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。<u>各種預金規定と本特約との間に齟齬がある場合、法人口座開設の Web 受付に関するサービスは本特約が優先的に適用されるものとします。</u> 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

※ 改定後の本規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

＜ホームページ規定一覧＞https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上